

年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

所在地
宗教法人名
代表役員名
電話番号
包括法人名

印

証 明 願

登録免許税の非課税証明のため必要ですので、次の物件が宗教法人法第3条に規定する不動産に該当することを証明願います。

物件の表示

土地 所在地
地番
地目
地積

建物 所在地
家屋番号
種類
構造
床面積

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎

手数料(1通400円)


納付済証添付欄

- 裏面「山梨県手数料納付連絡票」をレジ設置窓口に持参して、手数料を納付してください。
- 納付後に発行される「納付済証」を本申請書に添付してください。

※「山梨県手数料納付連絡票」は手続ごとに異なります。必ず本申請書の裏面にある連絡票を御使用ください。

(登録免許税非課税証明願 裏面)

山梨県 手数料納付連絡票

手数料名	第五百七十号から前号までに定めるもの以外の証明手数料（登録免許税非課税証明）	
略称	登録免許税非課税証明	
納付金額	400円	

◆ 留意事項

- ・ 手数料等を納付するときは、本票をレジ設置窓口に持参してください。
- ・ 窓口で手数料等を納付されましたら、レシートとともに発行される納付済証を受け取り、申請書等と併せて、**行政法務課法人担当**へ御提出ください。
- ・ **納付済証は再度の発行を行うことができませんので、大切に保管してください。**
- ・ **キャッシュレス決済の場合、領収書を発行することができません。**
領収書の発行を希望される場合は、現金による納付をお願いします。
- ・ 山梨県証明事務手数料条例（山梨県条例第8号）第2条第2項の規定により、原則として納付した手数料は、還付されませんので御留意ください。

◆ 手数料等収納用レジの設置場所

- ・ 下記QRコードから御確認ください。
- ・ 取扱手数料が「すべての手数料等」と記載されている窓口で納付してください。

